国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第8条の6第2項後段の規定に基づき、以下の樹木採取区の指定の解除について公示する。

令和5年4月17日 北海道森林管理局長

- 1 樹木採取区の名称
 - ①北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区
 - ②北海道森林管理局2網走中部樹木採取区
- 2 樹木採取区の所在地 別紙1及び別紙2のとおり。
- 3 樹木採取区の面積
 - ①北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区

樹木採取区の面積 671.03ha

採取可能面積 554.21ha

備考:面積は、森林調査簿(令和2年3月31日時点)の計測による。

②北海道森林管理局2網走中部樹木採取区

樹木採取区の面積 670.55ha

採取可能面積 559.06ha

備考:面積は、森林調査簿(令和2年3月31日時点)の計測による。

4 区域位置図及び区域図

別紙2のとおり